

神戸市社会的養育推進計画の見直しについて

1. 神戸市社会的養育推進計画（令和2年3月策定の現行計画）の概要

- ・平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくために、平成30年7月に国が発出した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、下記の①～⑩の10項目について数値目標及び達成期限を設定。
- ・令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して策定

①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
②当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
④各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
⑤里親等への委託の推進に向けた取組
⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
⑦施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
⑧一時保護改革に向けた取組
⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組
⑩児童相談所の強化等に向けた取組

2. 計画の見直し

- ・令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたことや、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されたことを受けて、令和6年3月に新たに「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を発出しており、本市においても、これを踏まえて「神戸市社会的養育推進計画」の見直しを行う必要がある。

<主な見直しのポイント>

計画期間	令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定。
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計画記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「現行計画の達成見込・要因分析等」の記載を求める。 ・「資源の必要量等」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」の記載を求める。 ・さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。

評価の ための 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。 ・各都道府県において、当該指標により取組の進捗状況の把握を求める。 ・国は、各都道府県の実績の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表。
------------------	---

<計画記載事項>

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養育自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援